

保 護 者 各 位

熊本市長 大西 一史
(公 印 省 略)

令和 8 年度（2026 年度）小児慢性特定疾病医療受給者証更新申請について

小児慢性特定疾病医療受給者証の有効期間は、令和 8 年（2026 年）9 月 30 日までとなっております。
引き続き治療が必要な場合は、下記の要領で更新申請の手続きを行ってください。

また、令和 8 年（2026 年）10 月 1 日以降の申請の場合は、新規扱いとなります。有効期間が終了した方で、既に 18 歳以上の方の新規申請はできませんのでご注意ください。

記

1 申請期間

令和 8 年（2026 年）7 月 1 日（水）から令和 8 年（2026 年）7 月 31 日（金）まで

※当日消印有効です。

※令和 8 年（2026 年）8 月 1 日（土）～令和 8 年（2026 年）9 月 30 日（水）の申請についての取り扱いは、別紙 1「受給者証の発送について」をご覧ください。

2 申請方法

お住まいの区の保健子ども課へ簡易書留で郵送

※普通郵便で送付された書類の到達確認等はお受けできない場合があります。

< 郵送先 >

区役所	郵便番号	住所
中央区保健子ども課	〒860-8618	熊本市中央区手取本町 1-1
東 区保健子ども課	〒862-8555	熊本市東区東本町 16-30
西 区保健子ども課	〒861-5292	熊本市西区小島 2 丁目 7-1
南 区保健子ども課	〒861-4189	熊本市南区富合町清藤 405-3
北 区保健子ども課	〒861-0195	熊本市北区植木町岩野 238-1

3 提出書類

<作成上の留意点>

- ・①、②、③、⑧は同封しております。
- ・記入には黒又は青の消えないインクのボールペンをご使用ください。
消えるインクのボールペンやシャープペンシル等は使用しないでください。
- ・別添の提出書類一覧兼チェックリストをご利用いただき、提出漏れのないようご注意ください。
また、チェック欄にチェックをしたものを、下記書類と一緒にご提出ください。

	提出書類	必須/ 任意	備考
①	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（両面）	必須	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。</u> ※「<u>■個人番号が必要な範囲</u>」をご確認ください。 ●裏面には、同一保険世帯全員の氏名を記入ください。 ●疾病が2つ以上ある場合でも申請書は1枚です。疾病名は全て記入してください。
②	所得情報の提供及び取得に関する同意書	必須	<ul style="list-style-type: none"> ●医療保険者が所得情報の調査等を実施することに同意いただくものです。 ●医療受給者証に記載された自己負担上限額に影響するものではありません。
③	小児慢性特定疾病の医療費助成・小児慢性特定疾病登録者証の申請における医療意見書情報の研究等への利用についての同意書	任意	<ul style="list-style-type: none"> ●提出した医療意見書データが小児慢性特定疾病等の治療研究等、小児慢性特定疾病に係る研究及び政策を立案するための基礎資料として利用されることに同意いただくものです。
④	医療意見書（継続申請用） ※ <u>令和8年（2026年）6月1日以</u> <u>降</u> に作成したもの	必須	<ul style="list-style-type: none"> ●医療意見書は小児慢性特定疾病指定医しか作成できません。 ●医療意見書は疾病ごとに様式が異なるため、小児慢性特定疾病指定医が対象疾病の様式を選択して作成されます。 ●疾病が<u>2つ以上ある場合は、疾病ごとに医療意見書</u>が必要です。
⑤	健康保険情報確認書類	必須	<p>下記(1)又は(2)のいずれか</p> <p>(1) マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報画面 <u>※対象者本人、被保険者となる保護者分の2名分（同一の場合は本人分のみ）</u></p> <p>(2) 加入する医療保険の保険者から交付される資格確認証の写し ※国民健康保険（熊本市国保を除く）の場合は、同一保険加入者全員の保険情報確認書類が必要です。</p>
⑥	小児慢性特定疾病医療受給者証の写し	必須	<ul style="list-style-type: none"> ●記入済の自己負担上限額管理票が全て確認できるよう写しをご準備ください。
⑦	申請者（保護者）本人確認書類	必須	<p>下記(1)又は(2)のいずれか</p> <p>(1) マイナンバーカードの写し（表面）</p> <p>(2) 公的機関が発行している顔写真入りの本人確認ができるものの写し（運転免許証、パスポート等）</p>
⑧	重症患者認定申告書	該当者のみ	<p>下記【対象者】に当てはまる場合のみ</p> <p>【対象者①】<u>既に重症患者認定を受けている方、又は新たに重症患者認定を申請される方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>別紙1</u>裏面を参照し、主治医へご確認の上、あてはまる項目に○を記入してください。 <p>【対象者②】<u>高額治療を継続されている方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●疾病に係る医療費総額が<u>5万円/月を超えた月数が、年間6回以上ある場合</u>です。該当する方は、該当年月を記入してください。

			<p>●該当年月が令和7年(2025年)7月～令和7年(2025年)9月(現在使用中の受給者証に記載がない月)の場合、そのことが分かる自己負担上限額管理票(または領収書)を添付してください。</p> <p>《対象期間》 令和8年7月に申請を行う場合、令和7年(2025年)7月から令和8年(2026年)6月までの1年間で算定します。</p> <p>※生活保護受給中の方・血友病で認定中の方は対象になりません。</p>
⑨	人工呼吸器等装着者証明書	該当者のみ	<p>【対象者】<u>既に人工呼吸器装着が認められている方</u>又は<u>新たに人工呼吸器装着を申請する方</u></p> <p>●主治医に作成を依頼してください。</p>
⑩	市町村民税の課税証明書	該当者のみ	<p>【対象者】被保険者が市町村民税非課税、又は国民健康保険組合(熊本市国保以外)に加入している方</p> <p>●令和7年(2025年)の所得額、令和8年(2026年)の市町村民税額(市町村民税均等割額、所得割額)が分かるものがが必要です。</p> <p>●国民健康保険組合(熊本市国保以外)に加入している場合は、世帯全員の課税証明書が必要です。</p>
⑪	障害年金、遺族年金、寡婦年金等の各種年金証書の写し	該当者のみ	<p>【対象者】市町村民税非課税の方のうち、各種年金を受給している方</p> <p>●年金証書や決定通知書等の写しがない場合は、振込通帳の写し等非課税収入が確認できる写しをご準備ください。</p>
⑫	特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当、障害手当等の各種手当の受給額がわかるものの写し	該当者のみ	<p>【対象者】市町村民税非課税の方のうち、各種手当を受給している方</p> <p>●振込通帳の写し等非課税収入が確認できる写しをご準備ください。</p>
⑬	身体障害者手帳の写し	該当者のみ	【対象者】身体障害者手帳をお持ちの方
⑭	特定疾病療養受療証の写し	該当者のみ	【対象者】血友病の方
⑮	按分相手方の受給者証の写し	該当者のみ	【対象者】同一保険世帯内に小児慢性特定疾病や指定難病の対象者がいる方
⑯	委任状	該当者のみ	【対象者】18歳到達時点で小児慢性特定疾病を受給している方で継続して治療が必要な方のうち本人以外が申請する場合

■個人番号(マイナンバー)が必要な範囲

申請書にはご家族の個人番号(マイナンバー)を記載する必要があります。マイナンバーカード等でご確認の上、必ずご記入ください。個人番号(マイナンバー)の記載が必要な範囲は、お子さまが加入している医療保険で異なります。生活保護を受給している方の場合、申請者及びお子さまの個人番号(マイナンバー)が必要になります。

加入している保険	個人番号の記載が必要な範囲
国民健康保険、国民健康保険組合(国民健康保険)	申請者、お子さま、同じ医療保険に加入している方全員
全国健康保険協会・健康保険組合共済組合・船員保険など(社会保険)	申請者、お子さま、申請者が被保険者でない場合は被保険者分

4 18歳以上の小児慢性特定疾病の更新申請について

令和4年（2022年）4月1日から、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

これにより、18歳到達時点で小児慢性特定疾病を受給している方で継続して治療が必要な場合は、本人による更新申請が必要になります。ご家族等が申請する場合は委任状が必要となりますので、ご注意ください。

なお、本人が熊本市外へ転出している場合は、転出先の自治体で更新を行ってください。

5 その他

- 提出書類①②③⑧⑨⑩の各申請書類は、熊本市ホームページからダウンロードすることもできます。

ホーム>分類から探す>子育て・教育>子育て支援>子育て支援制度、手当・助成>こどもの健康に関する助成>小児慢性特定疾病医療支援

- 熊本市外へ転出される予定の方は、転出先の県又は市町村にお尋ねください。
- 申請者（保護者）と受診者の住所が異なる場合、申請者の住所が熊本市内であれば熊本市での認定となります。

<申請受付窓口>

中央区保健子ども課	096-328-2419
東区保健子ども課	096-367-9134
西区保健子ども課	096-329-1147
南区保健子ども課	096-357-4135
北区保健子ども課	096-272-1128

●受付時間

平日 午前9時00分～午後4時30分
(土・日・祝日は休み)

●問い合わせ先

左記区役所保健子ども課又は
子ども支援課 (096-328-2158)

受給者証の発送について

更新申請の認定結果は、令和8年（2026年）10月1日（木）までに申請者住所宛に郵送でお知らせいたします（受給者住所宛には送付できません）。認定の場合は新しい医療受給者証を交付いたします。また、不認定の場合は結果通知書を送付いたします。

期間内（令和8年（2026年）7月31日（金）まで）に更新申請ができない場合、令和8年（2026年）9月30日（水）までは更新の受付ができますが、受給者証交付は10月中旬以降順次発送となります。

令和8年（2026年）10月1日（木）以降に申請をされた場合は、更新ではなく新規（再申請）扱いとなります。

18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には20歳未満まで申請可能ですが、**更新申請をせず有効期間が終了した方で、既に18歳を過ぎていらっしゃる方の新規申請はできませんので、有効期間内の申請をお願いいたします。**

自己負担上限額の認定について

自己負担上限額認定は、健康保険における世帯が基準となります。社会保険は被保険者の市町村民税所得割額、国民健康保険は同一保険内の市町村民税所得割の合算額での認定となります。

(単位:円)

階層区分	年収の目安 (夫婦2人子1人世帯)		自己負担上限額 (患者負担割合:2割、外来+入院)		
			一般	重症(※)	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護等		0		
II	市区町村民税 非課税	低所得Ⅰ(～約80.9万円)	1,250		500
III		低所得Ⅱ(約80.9万円～)	2,500		
IV	一般所得Ⅰ (～市区町村民税7.1万円未満、～約430万円)		5,000	2,500	
V	一般所得Ⅱ (～市区町村民税25.1万円未満、～約850万円)		10,000	5,000	
VI	上位所得 (市区町村民税25.1万円～)		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2自己負担		

※重症：下記①又は②

- ①高額の医療費が長期的に継続する方（医療費総額が5万円/月を超える月が年間6回以上ある場合）
- ②現行の重症患者基準に適合する方

小児慢性特定疾病重症患者認定基準

- ① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上が長期間（おおむね6か月以上）継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る）と認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの） 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの） 一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの） 両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は、臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項（眼の項及び聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

- ② ①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

疾患群	治療状況等の状態
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	知能指数が20以下、又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達・知能指数が20以下、又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
皮膚疾患	発達・知能指数が20以下、又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、又は1歳以上の児童において寝たきりのもの